○文部科学省告示第百十一号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
旧永島家襖絵　曽我蕭白筆 紙本墨画山水図　八幅 紙本墨画竹林七賢図　八面 紙本墨画淡彩波濤群禽図　十三面 紙本墨画淡彩松鷹図　五面 紙本墨画禽獣図　四面 紙本墨画淡彩狼狢図　三幅 紙本墨画牧牛図　四幅	平成十年文部省告示第百十二号	旧永島家襖絵　曽我蕭白筆 紙本墨画山水図　八面 紙本墨画竹林七賢図　八面 紙本墨画淡彩波濤群禽図　十三面 紙本墨画淡彩松鷹図　五面 紙本墨画禽獣図　四面 紙本墨画淡彩狼狢図　三面 紙本墨画牧牛図　四面	三重県（三重県立美術館保管）	三重県津市広明町一三

○文部科学省告示第百十二号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（工芸品の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
古神宝類 一、表着　萌黄小葵地桐竹鳳凰文二重織　二領 一、重袿　白桐竹鳳凰唐草文固綾織　十襲二領 一、単　萌黄繁菱文固綾　一領 一、裳　白三重襷文羅織　二腰 一、彩絵檜扇　三握 一、表袴　白窠霰文二重織　三腰 一、襪　白繁菱文固綾織　二双 一、錦包挿鞋　三双 一、黒漆根古志形鏡台　五基 一、黒漆菊亀甲蒔絵冠箱　一合 一、入帷紫小葵地浮線綾二重織　二領 一、朱漆弓　三張 一、黒漆平胡籙　一腰 一、朱塗唐櫃　二合 附　入帷残闕	昭和三十二年文化財保護委員会告示第二号及び昭和五十二年文部省告示第百十六号	古神宝類 一、表着　萌黄小葵地桐竹鳳凰文二重織　二領 一、重袿　白桐竹鳳凰唐草文固綾織　十襲二領 一、単　萌黄繁菱文固綾　一領 一、裳　白三重襷文羅織　二腰 一、彩絵檜扇　三握 一、表袴　白窠霰文二重織　三腰 一、襪　白繁菱文固綾織　二双 一、錦包挿鞋　三双 一、黒漆根古志形鏡台　五基 一、黒漆菊亀甲蒔絵冠箱　一合 一、入帷紫小葵地浮線綾二重織　二領 一、朱漆弓　三張 一、黒漆平胡籙　一腰 一、朱塗唐櫃　二合 附　入帷残闕　一括	宗教法人熱田神宮	愛知県名古屋市熱田区神宮一―一一